

市民税非課税者の障害者福祉サービス利用が 「無料」になりました

障害者自立支援法施行令が一部改正されたことなどにより、平成22年4月1日から市民税非課税世帯の障害者が障害福祉サービスなどを利用した場合の利用者負担額が無料になりました。

ただし、食費や基準額を超える場合は別に負担が必要です。

対象となる障害者福祉サービス

	事業の種類	事業の内容
自立支援給付 (全国統一事業)	障害福祉サービス	ヘルパー派遣・施設入所・施設通所など
	補装具の給付	車いす、補聴器、装具などの給付
地域生活支援事業 (市で判断する事業)	移動支援事業	外出時の付き添い
	日中一時支援事業	施設での一時的な見守り
	日常生活用具の給付	特殊寝台、ストーマ装具、点字器などの給付

変更点

1

障害福祉サービス・移動支援事業・日中一時支援事業

サービスの利用に要した費用の1割と、所得に応じた1月あたりの負担上限月額、どちらか低い金額の負担が必要ですが、低所得者(障害者本人および配偶者の市民税が非課税の世帯)は、次のとおり無料になりました。(食費などは別途負担が必要です。)

【負担上限月額 (18歳以上の場合)】

	世帯類型	改正前	改正後
障害者及び配偶者が 市民税非課税の世帯	利用者年収 80万円以下	1,500円	0円
	利用者年収 80万円超	1,500円又は3,000円	

※改正前の額は施設入所利用者を除く

2

補装具・日常生活用具の給付

品目ごとに標準的な価格(基準額)があり、基準額の1割(基準額以内のときは実価格の1割)と、所得に応じた負担上限額の、どちらか低い金額の負担が必要ですが、低所得者(障害者本人および配偶者の市民税が非課税の世帯)は、次のとおり無料になりました。(基準額を超えた差額は別途負担が必要です。)

【負担上限額 18歳以上の場合】

	世帯類型	改正前	改正後
障害者及び配偶者が 市民税非課税の世帯	利用者年収 80万円以下	15,000円	0円
	利用者年収 80万円超	24,600円	

お問い合わせ 社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210